

# ばくのゆめ

## 指定訪問介護〔指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）〕事業 運営規程

### （事業の目的）

第1条 株式会社大夢が開設するばくのゆめ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護〔指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護〔指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）〕を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者（介護予防にあっては要支援状態）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業実施に当たり訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ばくのゆめ
- (2) 所在地 奈良県奈良市法華寺町8-2

### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員・サービス提供責任者と兼務可）  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名（常勤職員 1人・管理者と兼務可）  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画等の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2.5名以上（うち1名以上はサービス提供責任者と兼務）  
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、夏期8月13日から8月16日及び年末年始12月29日から1月5日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時15分から午後5時45分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護〔指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）〕の内容は次のとおりとし、指定訪問介護〔指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護〔指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）〕が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越える地点から、最初1.5キロまで300円、後1キロごとに100円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、奈良市（ただし、東里、大柳生、田原以東を除く）木津川市、精華町の区域とする。

指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）については、奈良市（ただし、東里、大柳生、田原以東を除く）木津川市とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (6) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第10条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### （苦情解決）

- 第12条 提供した指定訪問介護〔指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）〕に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 本事業所は、提供した訪問介護〔指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）〕に関し、法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### （その他の運営についての留意事項）

- 第13条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
  - (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。
  - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
  - 5 本事業所は、利用者に対する指定訪問介護〔指定第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）〕の提供、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。
  - 6 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクハラ）又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（パワハラ）等のあらゆるハラスメント行為により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社大夢と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### （業務継続計画「BCP」）

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。
- 1 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
  - 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

附 則 この規程は、令和3年12月1日から施行する。  
この規程は、令和4年4月1日から改定する。  
第11条（衛生管理等）、第14条（業務継続計画「BCP」）は 令和6年4月1日から施行する。